

小規模事業者 持続化補助金

第2回
公募中!

令和2年

6/5金

まで

(締切日 当消印有効)

お早めに
商工会へ
ご相談
ください

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者の経営計画に基づく経営を推進するため、
経営計画を作成し、それに基づく販路開拓の取り組みを支援します！
また、経営計画策定やフォローアップにあたっては商工会が支援を行います。

隠岐の島町で事業を
営んでいらっしゃる
皆さまの経営を
サポートします！



(募集期間)

公募開始	: 2020年 3月10日(火) <公募要領公表>
申請受付開始	: 2020年 3月13日(金)
第1回受付締切	: 2020年 3月31日(火) [締切日当日消印有効]
第2回受付締切	: 2020年 6月 5日(金) [締切日当日消印有効]
第3回受付締切	: 2020年10月 2日(金) [締切日当日消印有効]
第4回受付締切	: 2021年 2月 5日(金) [締切日当日消印有効]

※第5回受付締切以降(2021年度以降)については、今後、改めてご案内します。

島根県商工会連合会 TEL. 0852-21-0651
島根県松江市母衣町55-4 FAX. 0852-26-5357

隠岐の島町商工会 TEL. 08512-2-1157
島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の二・54番地1 FAX. 08512-2-5984

詳しくは
裏面へ!!

小規模事業者持続化補助金

第2回
公募中!

令和2年
6/5 金 まで
(締切日 当日消印有効)

本事業は、継続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変等)の取り組みを支援するため、それに要する経営の一部を補助するものです。

小規模事業者が、商工会、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用を補助します。

《対象者》

- ◆卸売・小売業、サービス業/
常時使用する従業員数が5名以下
(宿泊業・娯楽業を除く)
- ◆宿泊業、娯楽業/
常時使用する従業員数が20名以下
- ◆その他(製造業・建設業等)/
常時使用する従業員数が20名以下

《補助金額》

補助率

2/3

補助上限

50万円

雇用増・従業員の処遇改善・
買い物弱者対策に取り組む場合

上限：100万円～500万円

複数の事業所が連携して
取り組む共同事業の場合

上限：100万円

(連携小規模事業者数による)



チラシ作成



HP作成



新商品の開発



商談会への参加



店舗改装

本補助金の詳細や公募要領、申請様式につきましては、島根県商工会連合会ホームページをご覧ください。<http://www.shoko-shimane.or.jp/?p=3558>